

# 共済だより

vol.89

2013

1

月号



## Information ▶

平成25年 年初に想う 理事長 河田 悌一

年度末特集

退職される皆さんへ（福祉事業の手続き）

特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

## 芸術／健康／スポーツ

名画のものがたり

ピーテル・ブリューゲル（父）《雪中の狩人》

撃退！メタボ つくろう健康なカラダ

よく噛んで、ゆっくり食べよう

なるほど スポーツ de 健康

どこでもできる手ぬぐい体操で簡単リラックス！

# 平成25年 年初に想う

理事長 河田 悌一



## 志ある者は 事ついに成る

謹んで新春のお慶びを申し上げます。  
新年を迎え、加入者、ご家族のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

昨年は多事多難の年でありました。その原因の一つは昨今の急速な少子高齢化の進行が、わが国の年金や医療制度に大きな影響を及ぼしているからであります。こうした状況のもと、国は昨年2月、年金や医療を中心に社会保障政策を見直し、社会保障を機能強化・維持するため、安定財源確保と財政健全化を旨とした「社会保障・税一体改革大綱」を作成しました。

年金制度については、この大綱に基づく関連法案が4月に国会に提出。さまざまな審議の結果、8月に「被用者年金一元化法」が成立。また、短時間労働者に対する社会保険の

適用拡大、年金受給資格期間の短縮などを内容とする「年金機能強化法」も成立しました。

医療保険制度については、増加しつつける高齢者医療費に対応するため、高齢者医療制度の見直しを「社会保障制度改革国民会議」により設置される社会保障制度改革国民会議において、「状況等を踏まえ、必要に応じて検討し、結論を得る」ことが決定されました。

このような国の動きを受けて、私どもの私学共済制度は、今後さまざまな影響を受けることが予測されます。

私学共済制度については、昨年を振り返りますと、短期給付事業では、レセプト審査に加えて柔道整復療養費の審査体制の強化を図りながら、医療費の適正化に努力してまいりました。これは、国民医療費が過去最高額とな

り、近年では、柔道整復療養費の伸びが国民医療費の伸びを上回って増加している現状を踏まえたものです。

長期給付事業では、「被用者年金一元化法」の成立に伴い、平成27年10月から、私学教職員も厚生年金保険に加入することとなりました。これを受けて、わが私学事業団では、厚生年金保険の実施機関としての業務体制の整備を進めております。また、職域部分廃止後に創設される新たな年金についても、検討を進めています。

福祉事業では、平成20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導の事業が、第一期特定健診等実施計画期間の最終年度を迎えました。当該期間における目標を達成するために、「学校訪問型保健指導」を充実し、受診環境の整備を図りました。併せて広報誌等による周知も行い、実施率向上に努めてまいりました。

本年は「巳（み）」年。中国の古典では「草木が生長し、新たな生命が生まれる時」といわれています。内外ともに大きな変動期を迎えています。物事は必ず成し遂げられる」との想いを抱きつつ、役員一同、心を一にして奮励努力いたしたく存じております。

本年も、加入者の皆様のご支援ご指導を何卒よろしくお願い申し上げます。

# 平成24年 共済事業の年間報告

## 【掛金関係】

●長期給付分掛金率の改定（4月1日）

0・354ポイント引き上げ、13・292%に改定しました。

●介護分掛金率の改定（4月1日）

0・041ポイント引き上げ、1・025%に改定しました。

●任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額の変更（4月1日）

38万円に引き下げました。

●短期給付分掛金率6・52%のうち

「特定保険料率に相当する掛金率」の表示（4月1日）

3・04%になりました。

●児童手当抛出金率の変更（4月1日）

0・15%になりました。

## 【資格関係】

●定時決定の取り扱いの一部変更（4月1日）

要件を満たしている場合、過去1年間の平均給与月額によって9月からの標準給与の等級及び月額

を決定することができるようになりました。

●加入者証等の検認に併せて被扶養者の再審査を実施（9月）

24年度から加入者証等の検認の際、全国を2ブロックに分け、2年に一度被扶養者の再審査を併せて行うこととしました。

## 【短期給付（医療）関係】

●「限度額適用認定証」の外來診療への適用（4月1日）

これまで入院時のみ発行していた「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、外來診療、調剤薬局及び訪問看護にも適用されるようになりました。

●70歳から74歳までの一部負担割合の据え置き（4月1日）

24年度も1割負担の措置を継続することになりました。

## 【長期給付（年金）関係】

●ブラジル及びスイスとの社会保障

協定の発効（3月1日）

●24年度の年金額の改定（4月1日）

0・3%の引き下げとなりました。

## 【福祉事業関係】

●積立共済年金及び共済定期保険の生命保険料控除への税制改正の適用（1月1日）

●積立共済年金に「中途一時払」の新設（10月1日）

## 【東日本大震災関係】

●被災者の一部負担金免除期間の延長及び災害見舞金の特例等の対応

## 【その他】

●退職者向けリーフレットの作成（2月1日）

●外国人の方の手続き用紙の変更（7月9日）

「住民基本台帳法」の一部改正に伴い、これまで必要書類であった「外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票」に変更しました。

○「被用者年金制度一元化法案」及び「年金機能強化法案」の可決・成立（8月10日）

確定申告用の書類を送付します

（特定増改築等）住宅取得資金にかかる借入金<sup>（1）</sup>の年末残高証明書<sup>（2）</sup>（貸付課）

平成24年中に住宅貸付を借り受けた人や24年中に居住の用に供した人は、確定申告により「特定増改築等」住宅借入金等特別控除<sup>（3）</sup>を受けられることになるため、残高証明書を1月中旬に学校等あてに送付します。

なお、貸付決定時に送付した書類（「工事等完了届」及び「建物登記簿謄本の提出について」）の提出がない場合は、居住開始の確認ができませんので証明書は交付されません。提出していない人は速やかに提出してください。

※23年以前に住宅貸付を借り受け、居住を開始したことが確認されている人については、年末調整用の証明書を24年10月19日に学校等に送付しました。

## 任意継続掛金納付証明書<sup>（4）</sup>（掛金課）

24年分任意継続掛金の納付が10月22日までに確認されている人には、10月25日に「平成24年分任意継続掛金納付証明書」を送付しました。それ以降に初めて当該年分の掛金の納付が確認された人には、1月下旬に「納付証明書」を送付します。

年度末特集

# 退職される皆さんへ（福祉事業の） 手続き

●福祉部／保健課・貸付課

加入者が退職などで資格を喪失すると、次の福祉事業に加入している場合は、脱退・解約などの手続きが必要で、3月末で退職される場合、1月・2月中に手続きが必要なものがありますのでご注意ください。

積立共済年金・共済定期保険の給付請求の時効は3年です

## 給付請求の時効

### 積立共済年金に加入している

#### ■脱退の手続き

退職する月の前月25日（必着）までに、学校等を経て「積立共済年金脱退申出書」と「積立共済年金給付金請求書」を提出してください。

#### ■給付コースの選択

受給資格を満たした人が退職したときには、年金・一時金・終身保険・医療保険の各コースの中から給付を選択することができます。

年金コースを選択したときは、10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることもできます。

受給資格を満たしていない場合、給付は脱退一時金となります。

※給付金請求の際、年金・一時金請求には給付金額にかかわらず、印鑑証明書の提出が不要です。

### 積立貯金をしている

#### ■解約の手続き

毎月25日（必着）までに、学校等を経て「積立貯金解約請求書」を提出してください。翌月の20日（土・日又は祝日にあたる）ときは金融機関の翌営業日）に、送金日前日までの利息をつけた元利合計金額を学校等の口座へ送金します。

解約の手続きが行われないと、貯金は預り金となり利息はつきません。預り金の払い戻し請求の消滅時効は10年となっていますのでご注意ください。

#### 例 3月中の送金を希望するとき

2月25日（月）までに解約請求書を提出

3月20日（水）までの利息を含めて  
3月21日（木）に学校等の口座へ送金

任意継続加入者は継続加入はできません。

任意継続加入者は引き続き加入できます。

#### 例 3月末で退職する場合

①一時金で受け取りを希望するとき  
2月25日（月）までに脱退申出書と給付金請求書を提出

3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立金残高を脱退一時金として送金

②年金で即時受け取りを希望するとき  
2月25日（月）までに脱退申出書と給付金請求書を提出

3月分の掛金を振り替え後、5月20日（月）から年金として送金（年4回支払い）

③退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込み、年金で即時受け取りを希望するとき  
1月25日（金）までに脱退申出書と給付金請求書を提出

3月分の掛金及び退職（脱退）時

一時払掛金を振り替え後、5月20日（月）から年金として送金（年4回支払い）

④年金受給時期を繰り延べるとき  
2月25日（月）までに脱退申出書と年金受給権繰延申請書を提出  
・医療保険コース・終身保険コースは繰り延べとの併用ができません。

※退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日（金）までに提出

⑤医療保険コース・終身保険コースを希望するとき

コースによって取り扱いが異なります。それぞれ保険会社所定の申込書などが必要となりますので、お早めに私学事業団保健課貯金係へご連絡ください。

※退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日（金）までに提出



## 共済定期保険に 加入している

### ■ 脱退の手続き

3月末日までに退職する場合で、4月から9月まで（保険料納付済期間）の保障を希望しないときは、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校等を経て提出してください。なお、3月22日（金）に保険料をいったん口座振替しますが、当該保険料は6月中に加入者の口座に返金します。

脱退の手続きを行わなかったときは、加入者の資格を喪失しても、4月から9月までの期間は保障を継続することになり、保険料は返金されません。

任意継続加入者は引き続き加入できます。脱退を希望する場合は、手続きが必要です。

詳しくは、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

・共済定期保険の問い合わせ先

☎ 0120 (716) 267

（平日 9時～17時15分）

## 教職員生涯福祉財団の アイリスプランに 加入している

退職するときの詳しい手続きについては、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

・アイリスプランの問い合わせ先

☎ 0120 (844) 022

（平日 9時～17時15分）

## 貸付けを利用している

貸付けを利用している加入者が資格を喪失した場合は、全額を償還していただきます。

資格喪失が確認されると、学校等あてに即時償還の通知を送付します。が、事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全部任意償還することもできます。

### ■ 任意償還

毎月15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知票）」

を学校等あてに送付しますので、学校等を通じて償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支給時期に関わらず期限までに払い込まなければなりませんので注意してください。

### 例 3月末日で退職する前に 任意償還する場合

3月15日（金）（必着）までに任意償還申出書を提出すると、3月分が最後の定期償還となり、その後の元金残を任意償還金として通知します。この通知は3月中に送付しますので、払込期限までに償還してください。

### ■ 即時償還

全部任意償還の手続きをしなくても、資格喪失が確認されると自動的に即時償還となりますが、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。

この場合、即時償還金は加入者の退職後に学校等が払い込むこととなります。学校等では退職金の支給がある場合は、住宅貸付のほか一般貸付等の貸付けについても退職金等から控除することになっています。

退職金が支給されないうちや償還額に不足がある場合、加入者は償還

金（定期償還金と即時償還金の合計）を退職時に学校等に預けてください。

### 例 3月末日で退職して4月に資格 喪失が確認された場合

① 学校等から事前に資格喪失報告書等が提出される場合

4月初旬までに資格喪失が確認されますので、4月分定期償還は発生しません。3月定期償還後の元金に利息をつけた金額を即時償還金として通知します。団信制度の適用期間は3月末までとなります。

② 資格喪失の確認が4月初旬を過ぎた場合

4月分が最後の定期償還となり、その後の元金残が即時償還金となります。

償還金は、退職後に学校等が払い込みますので、加入者は4月分の定期償還金と即時償還金を学校等に預けてください。団信制度の適用期間は4月末までとなります。

### ■ その他

・住宅貸付の団信制度に加入しているときは、最後の定期償還月まで適用され、保険料充当金も必要です。

・住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き経過利息が加算されます。

運用  
平成24年9月末  
**年金積立金の運用状況**  
資産運用室

年金積立金の運用の目的・基本方針と、平成24年9月末の運用状況をお知らせします。

年金積立金の運用目的

「年金を将来にわたり確実に支給するために、長期的な観点に立って、安全かつ効率的に運用すること」

長期勘定の余裕金の運用に関する基本方針

- ・明確な運用目標を設定
- ・基本ポートフォリオ（効率的な資産配分）を設定
- ・複数の資産への分散投資

運用資産

- 自家運用 国内債券
- 委託運用 国内株式・外国株式・外国債券
- その他 福祉勘定と助成勘定への貸付金

資産運用検討委員会

運用に関する基本的な方針等を審議するため、外部の専門家と私学関係者で構成し、定期的に開催

上半期は、基本ポートフォリオとの乖離状況に注意を払いながら資産配分の管理を行いました。

9月末における資産構成割合は、表のとおり国内債券、国内株式の乖離幅がややマイナス方向に拡大していますが、おおむね基本ポートフォリオに沿ったものとなっています。

9月末における運用利回りは、国内株式を中心に評価損が拡大し、外国株式が評価損に転じたことでマイナス1・22%となりました。

欧州の債務問題、日中関係の緊張、新興国の景気減速懸念など、運用環境は依然として不透明な状況が続くと思われませんが、積立金の運用については、基本ポートフォリオに基づく運用を基本としながら、市場動向に注意を払い、慎重な対応をしておく必要があると考えています。

表 年金積立金の構成割合と資産別運用利回り

(単位：億円)

区分	基本ポートフォリオ		平成24年9月末					
	資産配分	許容乖離幅	簿価	時価	評価損益	時価構成比	乖離幅	運用利回り
国内債券	65%	±9%	19,661	20,311	650	61.5%	△3.5%	1.23%
国内株式	10%	±3%	3,913	2,875	△1,038	8.8%	△1.2%	△12.90%
外国債券	10%	±3%	3,550	3,327	△223	10.1%	0.1%	△2.50%
外国株式	10%	±3%	3,751	3,716	△35	11.3%	1.3%	△3.96%
短期資産	5%	—	2,730	2,730	0	8.3%	3.3%	0.09%
合計	100%	—	33,605	32,959	△646	100.0%	—	△1.22%

※国内債券の中に貸付金等を含みます。※運用利回りは、4月～9月の期間中の利回り（非年率）です。

主要指標（平成24年9月末までの動向）

指標	前年度末	6月末	9月末	前年度末対比	傾向	
株式	日経平均	10,083円	9,006円	8,870円	△1,213	下落
	NYダウ	13,212 <sup>ドル</sup>	12,880 <sup>ドル</sup>	13,437 <sup>ドル</sup>	225	上昇
金利	日本国債10年	0.985%	0.83%	0.765%	△0.22	低下
	米国債10年	2.21%	1.64%	1.63%	△0.58	低下
為替	ドル/円	82.18円	79.61円	77.58円	△4.6	円高
	ユーロ/円	109.74円	100.10円	100.35円	△9.39	円高

市場環境

- 国内株式は、世界景気の減速懸念、円高の影響もあり下落
- 米国株式は、経済指標の改善もあり上昇基調
- 金利、為替は、欧州債務問題への懸念から安全資産とみなされ、金利低下・円高の傾向が継続



メタボ

## 特定健康診査・ 特定保健指導を 受けましょう

福祉部 保健課

### 40歳〜75歳の被扶養者・ 任意継続加入者の皆様へ

平成24年度の特定健康診査を受け  
ましたか？

私学事業団では、40歳から75歳に  
なるまでの被扶養者及び任意継続加  
入者を対象に、24年度の「特定健康  
診査受診券」を昨年6月下旬に学校  
等あて（任意継続加入者は自宅あて）  
に送付しました。

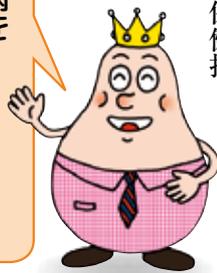
「特定健康診査受診券」を使用し  
て指定健診機関（私学共済ホームペ  
ージ参照）で特定健康診査を受ける  
と費用が無料になります。

「特定健康診査受診券」の有効期  
限は**25年3月31日**となっています。  
まだ受診していない人は、期限が迫  
っていますので、忘れずに受診して  
ください。

受診した人には、健康な生活を送  
るために役立つ健康情報冊子「QUPiO  
（クピオ）」を送付しています。

また、特定健康診査の結果から  
生活習慣病の発症リスクが高い人  
に対して、特定保健指導を受ける  
ための「特定保健指

導利用券」  
を同封して  
います。



生活習慣病を  
予防し、いつまでも健やか  
な生活を送るため、特定健  
康診査を受診しましょう。

※加入者は、学校等から定期健康  
診断の結果を提出することによ  
り特定健康診査を受診したこと  
に代えられますので「特定健康  
診査受診券」は送付していません。

### 特定保健指導対象者と なった皆様へ

平成24年度の特定保健指導を受け  
ましたか？

特定保健指導では、「特定保健指

導利用券」を使用して指定保健指導  
機関で受診することにより、医師・  
保健師・管理栄養士等の専門家によ  
る生活習慣を改善するためのアドバ  
イス等の支援を、無料で受けること  
ができます（リスクに応じて「動機  
付け支援」、「積極的支援」の2種類  
があります）。

生活習慣病予防のため、積極的に  
特定保健指導を利用し、バランスの  
取れた食生活、適度な運動習慣を身  
につけましょう。



「特定保健指導利用券」の有  
効期限にかかわらず、保健  
指導を利用中に資格を喪失  
した場合、資格喪失日以降  
の保健指導利用分について  
は、自己負担が発生します  
のでご注意ください。

※詳しくは対象者に送付した「特定  
保健指導ガイドブック」をご覧く  
ださい。

災害

被災者の方へ

## 災害見舞金の請求は お済みですか？

請求時効は2年

業務部  
短期給付課

災害見舞金などの短期給付の請求  
時効は2年間です。東日本大震災で  
住居や家財に損害を受けた被災者に  
対する災害見舞金は、**平成25年3月  
10日**で請求時効となります。まだ請  
求がお済みでない方は、お早めにご  
請求ください。また、市町村等のり  
災証明の損害の程度が変更となつて  
いる方で追加請求がお済みでない方  
も、お早めにご請求ください。

#### 災害見舞金の支給基準

- 住居又は家財に
  - 3分の1以上の損害・損失
  - ↓ 災害見舞金が請求できます
- 住居又は家財に
  - 5分の1以上の損害・損失
  - ↓ 災害見舞金付加金が  
請求できます

#### 災害見舞金の請求方法

「災害見舞金請求書」に「災害状  
況明細書」と市町村長の発行する「り  
災証明」（損害の程度の記載のある  
もの）を添付して請求してください。

貸付

# くらしに役立つ 加入者貸付

福祉部  
貸付課

加入者の皆様が毎日生活するうえで、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付けがあります。

## 一般

車の購入など、臨時の資金に

- 貸付金額  
標準給与の月額6か月分まで  
(最高200万円)
- 生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

## 教育

入学費用・授業料に

- 貸付金額  
標準給与の月額12か月分まで  
(最高500万円)
- おおむね1学年以内に必要とする教育資金が対象となります。

## 結婚

結婚費用に

- 貸付金額  
標準給与の月額6か月分まで  
(最高200万円)
- 婚姻の前後6か月以内に申し込んでください。

## 住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- 貸付金額  
申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで  
(最高2,000万円)
- 半年払償還(1月・7月)の併用を選ぶことができます。
- 申し込みの際に、団体信用生命保険<sup>(\*)</sup>に任意加入できます。

## 災害

非常災害時に

- 貸付金額  
標準給与の月額6か月分まで  
(最高200万円)
- 災害発生日以後、6か月以内に申し込んでください(激甚災害を除きます)。

## 医療

5日間以上の入院に

- 貸付金額  
標準給与の月額6か月分まで  
(最高120万円)
- 入院後6か月以内に申し込んでください。

\*団体信用生命保険…11ページをご覧ください。

### 貸付共通事項

#### 1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

\*住宅貸付は、長期給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 加入者の資格を喪失したときは、全額返済(即時償還)しなければなりません(7ページ参照)。
- 加入者貸付は在職中の加入者が対象となるため、任意継続加入者は申し込みの対象となりません。

#### 2 貸付けの利率

変動金利 年2.26% (平成25年1月1日現在) ※災害貸付は年2.00%

#### 3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校等を経由して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります(毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っています)。
- 貸付設定額、償還回数は私学共済ホームページをご覧ください。

#### 4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校等が給与等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。



詳しくは、  
私学共済ホームページ  
〔こんなときどうする？  
▶貸付けを受けたい〕  
をご覧ください。

貸付

# 万一の場合に備えて 団体信用生命保険制度にご加入ください

福祉部  
貸付課

「団体信用生命保険制度」とは、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる所定の保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です（任意加入）。

### 【事例1】 突然の事故で…

交通事故で突然死亡。住宅貸付以外に教育貸付も借り入れており、個人生命保険の額も少なかったが、団信制度に加入していたため、住宅貸付は団信保険金で完済。残された妻や子どもには、とりえず生活の基盤となる住宅を残すことができた。

### 【事例2】 高度障害も対象

心筋梗塞により重度の脳機能後遺障害が残っていた。2年間の闘病生活のうえ死亡。団信保険金の請求をしたところ、死亡日以前の高度障害も認められ、高度障害該当日にさかのぼって団信保険金が支払われ、該当日以降の償還金も返戻された。

### 【事例3】 脱退したせいで…

生活費や子どもの教育費がかさみ、出費を抑えるために償還途中で団信制度を任意脱退。その後胃癌で死亡。加入者の退職手当で住宅貸付の返済に充てたが、残された妻はパート収入しかなく、今後の生活を立て直すために自宅を売却した。

#### ●残された家族を守るためにぜひご加入ください。

長期にわたる償還途中で、いつ事故や病気が襲ってくるか分かりません。団信制度により住宅貸付が完済になることは、不幸があった中でも家族にとっては大きな安心につながります。

#### ●団信制度の加入は完済するまで継続してください。

団信制度から一旦脱退すると再度加入はできません。加入を継続することが重要です。

#### ●住宅貸付を申し込む際には必ずご家族と団信制度への加入について相談してください。

※毎月の保険料充当金は「貸付金額×2.77円／10,000円」となります。例えば、貸付金額500万円の場合、毎月、償還金の他に保険料充当金が1,385円かかります。

※加入にあたっては現在の健康状態について告知書の提出が必要となります（生命保険会社の承諾が得られた場合に加入となります）。

## 任意継続加入者の手続き 来年度に向けて

平成25年度の「任意継続掛金納付

通知書」（以下「納付通知書」とい

います）は、3月上旬に任意継続加

入者の自宅あてに送付します。納期

限までに掛金を払い込んでください。

また、掛金の払込方法（月払・半

年払・年払）を変更する場合は、1

月末までに「**納付方法変更依頼書**」

を提出してください。

25年度中に75歳を迎え、後期高齢

者医療制度の被保険者となる任意継

続加入者の「**納付通知書**」は、75歳

の誕生日（資格喪失日）の属する月の

前月分までを送付します。（**掛金課**

任意継続加入者期間（2年）が満

了となる**とき、又は75歳を迎える**

**とき**には、「任意継続加入者資格喪失

申出書」の提出は必要ありません。

▼2年満了する人には、満了する

日の少し前に「任意継続加入者

期間満了のお知らせ」と国民健

康保険等へ加入する際に必要と

なる「**資格証明書**」を自宅あて

に送付します。

▼75歳を迎える人には、75歳の誕

生月の前月に事前連絡及び「**資**

**格証明書**」を自宅あてに送付し

ます。「**資格証明書**」は、75歳

未満の被扶養者が国民健康保険

等へ加入する際に必要となりま

す（被扶養者の有無に関わらず、

すべての人に送付します）。

任意継続加入者期間が満了する前

に国民健康保険又は健康保険の被扶

養者へ切り替える場合は、**切り替え**

**たい月の前月までに**「任意継続加入

者資格喪失申出書」を提出してくだ

さい。用紙は「任意継続加入者のし

おり」についていますので、切り取

って使用してください。また、私学

共済ホームページ（様式用紙等のダ

ウンロード）からダウンロードする

こともできます。（**資格課**）

### お知らせ

新3階年金制度創設のための法律案が国会に提出され、平成24年11月16日に可決・成立し、11月26日に公布されました。新3階年金制度の概要等については、本誌3月号でお知らせする予定です。この法律案は、私学共済ホームページ〔年金制度改革の動向について〕でも見るすることができます。